

## パブリックコメントの実施

### ◎ 目的

広く市民の意見を市の仕事に反映させる必要があるときに実施するものです。市の作成した素案を示し、その素案に対し市民から書面等で意見を募ります。

提出された意見は、意見の概要と意見に対する市の考え方を広報誌等で公表します。

### ◎ 意見提出者

- ①市内に住んでいる方
- ②市内で働いている方
- ③市内で学んでいる方
- ④市内に事業所がある法人やその他の団体

### ◎ 意見募集期間

平成30年1月15日 から 平成30年2月5日 まで（22日間）

### ◎ 意見提出方法

書面（様式自由）による提出

※封書、ファクシミリ、電子メール、録音テープ（記録性の確保可能なもの）、直接提出、意見箱（公表場所に設置）への投函のいずれか

※意見提出者は、住所・氏名を記入のこと（住所・氏名の公表は行わないが、記入のない意見には回答できない場合がある）

### ◎ 公表場所（供覧・閲覧）

- ・市役所行政情報コーナー
- ・市役所山部、東山支所
- ・文化会館
- ・図書館
- ・担当窓口（高齢者福祉課）

※パブコメ担当課（市民協働課へ5部提出）

### ◎ 周知の方法

- ・ホームページ掲載
- ・広報ふらの1月号お知らせ版へ掲載

### <パブリックコメント手続きの流れ>

予告	1月号	12月26日発行	市は、計画や政策等の原案を示し、市民から意見を募集（実施予告10日前。募集期間20日間）
実施	1月号お知らせ版	1月15日発行	市の原案に対し意見のある市民は、書面（録音テープ等も可）により、意見を提出検討
報告	4月号	3月29日発行	市は、提出のあった意見について検討。検討結果を広く市民に公表